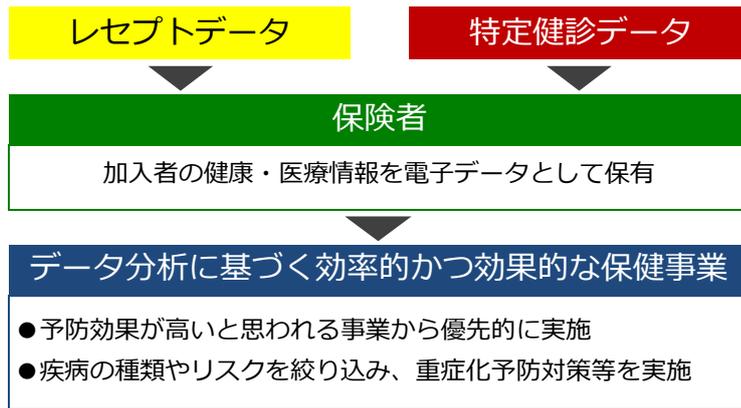


## 1. データヘルス計画について

### (1) データヘルス計画とは

診療報酬明細書（レセプト）や特定健康診査（特定健診）などの健康・医療情報の電子化が急速に進展したことから、これらの情報を分析し、被保険者の健康状態に即した健康維持や疾病の発症予防、重症化予防等をPDCAサイクルに沿って効率的かつ効果的に実施するために医療保険者が策定するもの。



### (2) 背景

「日本再興戦略」平成 25 年 6 月 14 日閣議決定

- 重点施策の一つとして「データヘルス計画の策定と実施」が明記される。

「保健事業の実施等に関する指針」の一部改正 国民健康保険法第 82 条

- 電子化された健康・医療情報を活用した「データヘルス計画」の策定
- 効率的かつ効果的な保健事業の実施及び評価

#### 【データヘルス計画推進のポイント】

PDCAサイクルの中で保健事業をレベルアップさせながら  
実行・展開する。



## 2. 第1期データヘルス計画（平成27年度～平成29年度）における課題と取り組み

【データ分析により明らかになった課題】

- ◆生活習慣病による疾病が進行・重症化することで医療費全体が押し上げられている
- ◆特定健診受診率・特定保健指導実施率が目標に達していない

取り組み

- 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上
- 生活習慣病の発症予防及び重症化予防の取り組み強化
- その他の医療費適正化事業の推進・改善
- 推進体制の強化

## 3. 第2期データヘルス計画の位置付け

市町村国保が策定する特定健診等実施計画は、保健事業の中核をなす特定健診等の実施方法を定めるものであるため、計画期間が一致する場合には、データヘルス計画と一体的に策定することが可能であることとされている。両計画の整合性を図り、保健事業を推進する観点から、本市においては第2期データヘルス計画を第1編、第3期特定健康診査等実施計画を第2編として一体的に策定する。

